

高知大学医学部附属病院感染管理部規則

平成23年3月8日
規則第86号

最終改正 令和4年7月29日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成16年4月1日施行）第8条の2第6項の規定に基づき、感染管理部の運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 感染管理部は、医師、歯科医師、臨床検査技師、薬剤師、看護師等の医療職員が連携し、感染対策チーム及び抗菌薬適正使用支援チームとして、高知大学医学部附属病院（以下「病院」という。）内の感染予防に関わる管理及び指導等を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 感染管理部においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 院内環境の向上に関すること。
 - (2) 院内感染の発生防止に関すること。
 - (3) サーベイランスの実施など院内感染対策の推進に関すること。
 - (4) 院内感染対策及び抗菌薬適正使用に関する啓発及び指導に関すること。
 - (5) 院内感染防止のためのガイドライン・マニュアルの整備に関すること。
 - (6) 院内感染防止マニュアルの遵守状況の定期的な調査の実施に関すること。
 - (7) 院内感染が発生した際の発生原因の疫学調査の実施に関すること。
 - (8) 院内感染に関する重要事項を病院運営委員会等に報告すること。
 - (9) 院内感染対策及び抗菌薬適正使用に関するコンサルテーション業務に関すること。
 - (10) 感染症診療の早期モニタリング及び主治医へのフィードバックに関すること。
 - (11) 微生物検査の利用の適正化に関すること。
 - (12) 使用可能な抗菌薬の種類・用量等に関すること。
 - (13) その他感染対策及び抗菌薬適正使用に関すること。
- 2 感染管理部は、感染対策チームとして、前項第1号から第9号まで及び第13号の業務を行う。
- 3 感染管理部は、抗菌薬適正使用支援チームとして、第1項第4号及び第9号から第13号までの業務を行う。

(組織)

第4条 感染管理部は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 感染管理部長 (以下「部長」という。)
- (2) 感染管理部副部長 (以下「副部長」という。)
- (3) 感染症科の医師 若干人
- (4) 専従看護師
- (5) 看護部職員 若干人
- (6) 検査部職員 若干人
- (7) 薬剤部職員 若干人
- (8) 医事課職員 1人

2 第1項第1号から第7号までに掲げる職員には、可能な限り感染制御医師 (ICD: Infection Control Doctor)、感染管理認定看護師 (CNIC: Certified Nurse Infection Control)、感染制御認定臨床微生物検査技師 (ICMT: Infection Control Microbiological Technologist)、感染制御専門薬剤師 (ICPS: Board Certified Infection Control Pharmacy Specialist) の認定を受けた者を配置するものとする。

3 第1項第3号及び第5号から第7号までに掲げる職員は、病院長が委嘱する。

4 第1項第3号及び第5号から第7号までに掲げる職員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、職員に欠員が生じた場合の補充の職員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 部長は、病院長から委譲された権限に基づき、感染管理部の業務を掌理する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に支障があるときは、その職務を代行する。

3 専従看護師は、部長の指示に基づき、第3条に掲げる業務を処理するとともに、業務の立案及び評価、院内における職員の院内感染対策に関する意識の向上や指導等の業務を行う。

4 その他の職員は、部長、副部長及び専従看護師を補佐し、感染管理部の業務に従事する。

(部内会議)

第6条 感染管理部長は、第3条に規定する業務を遂行するため、第4条第1項に規定する感染管理部を組織する職員を招集し、会議を開催するものとする。

2 前項の会議は、原則として毎週1回定例日時に開くものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、感染管理部に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月8日規則第124号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月15日規則第31号）

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（令和元年11月20日規則第38号）

この規則は、令和元年11月20日から施行する。

附 則（令和2年3月25日規則第106号）

この規則は、令和2年3月25日から施行する。

附 則（令和4年7月29日規則第27号）

この規則は、令和4年8月1日から施行する。